

調査概要書

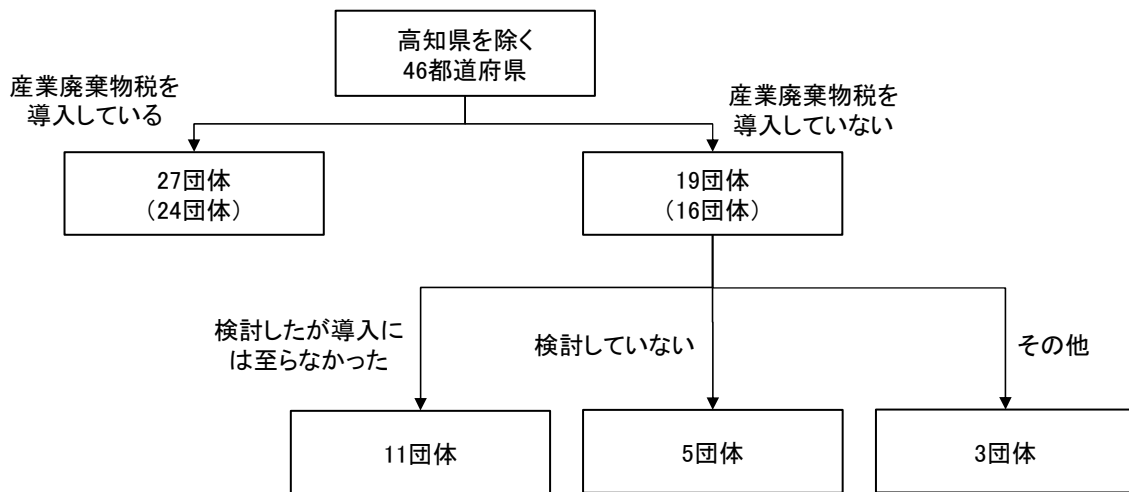
1 産業廃棄物税

産業廃棄物税の導入等に関する都道府県調査（以下、「調査」という。）の結果を示す。

(1) 産業廃棄物税の導入又は検討状況

全国における産業廃棄物税の導入又は検討状況は、図 1-1 のとおりであった。

なお、調査で回答が得られなかった6団体は、インターネット等により内容を補完(無回答の内訳は、導入済3団体、導入していない残りの3団体は検討状況が不明であるため、「その他」に区分)した。



注) ()は都道府県調査において回答が得られた都道府県数を示す

図 1-1 産業廃棄物税の導入状況

(2) 各種理由

調査において回答が得られた40団体（無回答の6団体を除く。）のうち、産業廃棄物税を検討していない理由は表 1-1、検討したが導入していない理由は表 1-2、導入している理由は表 1-3 のとおりであった。

表 1-1 産業廃棄物税を検討していない理由

主な理由
<ul style="list-style-type: none"> ・差し迫って産業廃棄物処理に特化した財源を確保する理由がないため。
<ul style="list-style-type: none"> ・県外の産廃を受け入れる最終処分場が無いことや、搬入される産業廃棄物よりも県外へ持ち出される産業廃棄物の方が多いため、産業廃棄物処理税について、検討したことはない。
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の廃棄物処理の状況等を踏まえ、現時点では産業廃棄物税の導入を検討することが必要な状況ではないため。
<ul style="list-style-type: none"> ・課税客体である最終処分場が少なく、税収が見込めないため。
<ul style="list-style-type: none"> ・他県が設定している税額と同程度の場合、減量化コストの方が高く、直接的なインセンティブが働かず、産業廃棄物の減量化効果が小さいと考えられるため。

表 1-2 産業廃棄物税を検討したが導入していない理由

主な理由
<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年に検討した結果、最終処分される廃棄物に他県が適用している税率 (1,000 円/t) による税収は 3,600 万円程度と試算されるが、徴税コストや本県単独で税を導入した場合、課税のない他県への流出が加速されるおそれがあること等の課題から、当時は導入を見送った。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度に環境行政における経済的手法に関する庁内勉強会において調査研究を行ったが、平成 17 年度に環境森林税の導入 (平成 20 年 4 月導入) に向けた動きが本格化し、以降、産業廃棄物税の導入に関する大きな動きはない。
<ul style="list-style-type: none"> 税体系全体の問題としての県民負担の在り方、本県独自に産廃へ課税することの問題点などを十分に見極める必要があると考えて導入しなかった。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年 6 月に、県庁内に税財政問題研究会を設け、他県で導入あるいは検討されている産業廃棄物税などについて幅広く検討したが、税の使途、県内産業への影響などの点で結論には至らなかった。
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税の導入には、ごみの排出量削減や財源確保といった一面もあるが、排出事業者にとって新しい負担を求めるという一面もあることから、検討すべき多くの課題があり、十分な議論を尽くす必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に導入を検討した際には、「税の効果の検証が容易でないこと」、「排出事業者に課した税の価格転嫁が円滑に行われず、処理業者がしわ寄せを受けるケースが想定されること」、「産業廃棄物の処理が広域的に行われているため、近隣府県との調整が必要であること」等の課題があることから慎重に対応する必要があると考えた。 また、平成 26 年度に県内の排出事業者に対して行った意識調査においては、産業廃棄物税を「必要なら導入してもよい」が 62.0%と最も多かったものの、「導入すべきでない」が 31.7%と次いで多かった。 このような状況から、現時点では慎重に対応する必要があると考えており、導入までには至っていない。
<ul style="list-style-type: none"> 他県においては、産業廃棄物の排出量の増加、大規模な不法投棄事案の発生等を背景に導入されているが、本県においては、必ずしもこれらの傾向はなく、また、導入により他県への流出増加も考えられることから、慎重に判断することとした。
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物埋立税の導入を検討していたが、産業廃棄物は全国的に移動する性格を有すること、また本県においては他県への搬出量が搬入量を上回っていることなどを理由に導入は困難と判断した。
<ul style="list-style-type: none"> 県経済にもたらす好ましくない効果の懸念、近隣府県の導入状況とのバランス。
<ul style="list-style-type: none"> 産廃税導入の環境が整わなかった。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年に産業廃棄物税の試案を発表し、平成 18 年の導入を目指して、県議会等と調整・検討を行ったが、最終的に議会側の了解が得られずに見送りとなった。

表 1-3 産業廃棄物税を導入している理由

主な理由
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用、その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、循環税を課し、施策の実施を通じて、循環型社会の形成の促進を目的としている。
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため。
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用などの費用に充てるため導入した。なお、産業廃棄物税の導入は、産業廃棄物のリサイクル促進への直接的なインセンティブになるとともに、産業廃棄物の発生抑制に効果があるものと期待されている。
<ul style="list-style-type: none"> 本県の生活環境を保全するため、産業廃棄物の排出に一定の経済的負担を求めることにより廃棄物の発生を抑制し、減量化やリサイクルを促進することを目的に導入した。
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出を抑制し、リサイクルを促進するために、産業廃棄物税を導入して、循環型社会の形成を目指すものとした。本県では、「循環型社会形成推進計画」を策定し、産業廃棄物税の税収を活用しながら、循環型産業の振興等の施策を積極的に展開することになっている。
<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等自主的な取組の促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきたが、これらの対策に加え、市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法が循環型社会の形成に有効な手段であると考えられることから本制度を導入した。
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、地方公共団体の課税自主権の尊重という観点から、新たに法定外目的税の制度が創設された。 本県では、製造業を主とした活発な産業活動や都市基盤の整備に伴い、産業廃棄物が大量に発生している一方で、最終処分場の新規設置が進まないことから、県内の最終処分場の残存容量が逼迫している状況にあった。 このため、排出事業者による産業廃棄物の発生抑制と資源化への取組を推進することで最終処分量を減らすとともに、廃棄物を適正処理するための受け皿となる公共関与の最終処分場の整備、不法投棄や不適正処理の撲滅等への取組が喫緊の課題とされていた。 こうしたことから、課税自主権の拡大を活用することで、税制面から産業廃棄物に関する課題を解決するために、平成 18 年 4 月から、産業廃棄物税制度の運用を開始した。

<ul style="list-style-type: none"> ・本県においては、県内企業の排出抑制やリサイクル等への取り組みを促進することや、産業基盤である管理型最終処分場の円滑な確保が喫緊の課題となっていた。 ・こうした現状を解決していくために、従来の施策の枠を越えた新たな産業廃棄物対策を実施できるよう、法定外目的税の制度を活用し、平成13年に産業廃棄物税条例（以下「税条例」という。）を制定（平成14年4月施行）した。 ・この産業廃棄物税は、資源循環型社会の実現を目指すなかで、積極的に産業活動を支援し、産業廃棄物対策の展開をはかるための財源の確保を目的とすると同時に、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化の誘因として機能するような仕組みとしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者による申告納付方式は、排出者責任を明確化できるものと考えられることから。また、再生施設への搬入に対する課税免除の制度により、廃棄物の再資源化への動機付けとしてより効果的であると考えるから。
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法第3条に規定する事業者の責務にかんがみ、産業廃棄物の排出行為に対する経済的負担及び税収を財源とする産業廃棄物に係る施策の実施を通じて、事業者の排出する産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進することを目的とし、この目的を達成するため、産業廃棄物税を課している。
<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量等の施策の一層の推進を図ることを目的とした。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物処分場税を創設した。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することで、その発生抑制、リサイクルの促進、最終処分場の減量化を図ることを目的として導入した。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため。
<ul style="list-style-type: none"> ・政策税制としてのインセンティブ効果による産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進を図るとともに、税収を活用して産業廃棄物施策の一層の推進を図ることを目的として導入した。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物行政施策に充てる財源を確保し、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するとともに、課税行為それ自体により事業者の排出抑制を誘引して、循環型社会の構築を推進するため。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進を図り、循環型社会の実現に資するため。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進を図り、もって循環型社会の実現に寄与するため、産業廃棄物税を導入した。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進を図り、循環型社会の実現に資することを目的とした。

・循環型社会を構築するために、産業廃棄物の排出抑制や再生利用などの取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正な処理を推進する財源を確保するために、産業廃棄物税を導入した。

・循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため。

・循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるため。

・経済的インセンティブによって、産業廃棄物の排出抑制や循環的利用を促進するとともに、産業廃棄物対策に係る施策の財源確保のため。

(3) 導入までに課題となった事項や対応策

産業廃棄物税の導入までに課題となった事項や対応策は、表 1-4 のとおりであった。

表 1-4 導入までに課題となった事項や対応策

課題や対応策
<ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年度に制度導入に向けた税条例案を議会に提案した際、産業界の理解が十分に得られていない等の理由により否決となった。 その後、経済界との議論を深め、税の使途をより厳格にした上で平成 17 年度に条例案を再提案し、可決した。
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物税導入と同時期に県外産廃に対する環境保全協力金制度を導入したこともあり、産廃処理業者から反対があった。
<ul style="list-style-type: none"> 産業界からの反対懸念⇒導入時、産業界から了承を得るとともに、5 年ごとに産業界から制度に関する意見等を聴取している。 また、不法投棄の増加懸念⇒産廃 G メンによる調査、ヘリコプターによるパトロール強化等。
<p><u>導入に際しては、産業廃棄物税の素案を県議会、排出事業者及び処理業者等の関係者へ説明するとともに、産業廃棄物協会との協議及びパブリックコメント等を実施し、関係者への理解、周知に努めた。</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> 導入に際して、産業界から導入の是非等について様々な意見があった。<u>税率の設定、目的・使途、徴収方法について多くの議論を要し、有識者や産業界で構成する検討会議等を通して調整した。</u>
<ul style="list-style-type: none"> 使途事業の決定について関係者との調整が課題となっていた。
<ul style="list-style-type: none"> ①税の使途及び受入(基金等)の資料収集及び検討、②県議会議員及び関係団体への説明及び調整、③徴収体制(現場確認等のあり方)及び課税資料の収集及び調整、④条例及び規則等の制定資料(廃棄物換算係数等)の収集及び作成、⑤使途への予算化(関係課との調整)及び要求(要求事務及び説明資料の作成)
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処分業者から特別徴収方式に対する反対等があった。
<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等との調整における課題があった。①特別徴収義務者が負担する事務量増加に伴う諸経費への対応(対応:一定の要件のもと報償金を交付することとした。)、②商取引慣行から、特別徴収義務者が税金を立替納入することとなる問題への対応(対応:徴収猶予制度を創設した。)、③計量器の設置費用の一部助成について(対応:計量器設置への補助事業を実施した。)、④自社処分への課税について(対応:課税免除とした。)、⑤特別徴収義務者が税導入前から運用していた最終処分料金のチケット制の維持について(対応:税サイドでは判断せず。)、⑥公共工事で発生した産業廃棄物税の減免について(対応:減免規定は設けず。)、⑦税収の使途について(対応:新たな産業廃棄物施策について検討)

<ul style="list-style-type: none"> ・【課題】関係業界の賛同を得るのに時間を要した。【対応】関係業界の意見を十分伺い、その意見も反映した形の内容を検討した。
<ul style="list-style-type: none"> ・他県、他市町村との関係。特に、産業廃棄物税を導入するための各県との調整。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物関係事業者から導入反対があった。
<ul style="list-style-type: none"> ・【課題】特別徴収義務者へ指定される業者の説得に時間を要した。【対応】粘り強く説得を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物関係事業者及び県民（議会）への説明に時間を要した。

(4) 導入後に起こった問題や対応策

産業廃棄物税の導入後に起こった問題や対応策は、表 1-5 のとおりであった。

表 1-5 導入後に起こった問題や対応策

問題や対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・導入当初、補助制度の要件を厳格にしたこともあり、制度の活用が進まず基金残高が大きく積み上がることとなった。平成 23 年度の制度改正以降、制度の利用が進み、基金残高も安定して推移している。
<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者及び処理事業者が税制度を十分に理解していなかったため、課税時に混乱が発生したことがある。
<ul style="list-style-type: none"> ・【問題】税導入後の効果検証の際(施行 5 年後)に、関係業界から税の見直しを求める要望があった。【対応】関係業界の意見を十分伺い、その意見も反映した形の見直しを行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・産廃税の取消請求訴訟事件。 (内容) 産廃税の目的として「循環型社会作りに向けての仕組みを構築すること」と主張していることに欺瞞があるため、産廃税の取消を求めるもの。 (判決) 本件訴えを却下する。
<ul style="list-style-type: none"> ・【問題】特別徴収義務者の一部が、申告納付を行わず、対応に苦慮した。【対応】説得を行い、現在では全ての特別徴収義務者が申告納付を行っている。

(5) 産業廃棄物税の効果

産業廃棄物税の導入による効果は、表 1-6 のとおりであった。

表 1-6 産業廃棄物税の効果

主な効果
<ul style="list-style-type: none">・ 産業廃棄物最終処分量の減少及びリサイクル率の上昇、リサイクル技術の推進。
<ul style="list-style-type: none">・ 不法投棄の件数が大幅に減少し、近年は横ばいで推移。
<ul style="list-style-type: none">・ 事業の財源に、税収入を一部充当できている。（なお、産業廃棄物税の導入と最終処分量及び不法投棄件数の推移との因果関係は不明。）
<ul style="list-style-type: none">・ 各種の廃棄物関連施策に活用可能な財源確保。
<ul style="list-style-type: none">・ 産業廃棄物の再生利用率が増加、最終処分量の削減。
<ul style="list-style-type: none">・ 約 8 割の排出事業者が廃棄物の減量や有効利用に取り組むなど、3Rに関する普及啓発についての効果があった。・ 県民を対象とした平成 27 年度県政アンケート調査では、「ごみの減量化」などに取り組んでいる県民の割合が 93.5%に達するなど県民への波及効果もあった。・ また、産業廃棄物税を活用した施設・設備整備などにより廃棄物の再生利用が進んだこともあり、リサイクル量が増加した結果、最終処分量は減少した。・ 不法投棄の未然防止対策や原状回復措置の取組みにより、不法投棄箇所数が減少するなど、廃棄物の適正処理による環境負荷の低減に効果が認められた。
<ul style="list-style-type: none">・ 平成 18 年度から東日本大震災前の平成 22 年度まででみれば、県内の産業廃棄物の排出量は減少した。・ 排出事業者等に対する施設整備支援により約 2 万 7 千トン／年の産業廃棄物が削減された。・ 不法投棄監視体制の充実などにより不法投棄件数の増加傾向に歯止めがかかった。
<ul style="list-style-type: none">・ 再生利用の促進量の増加や最終処分量の減少に、一定の効果をあげていると考えている。
<ul style="list-style-type: none">・ 条例施行後、産業廃棄物の再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減が進んでおり、産業廃棄物税制度による誘因や使途事業に一定の効果があったものと考えている。・ 税制度の創設当時、喫緊の課題となっていた産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量についても、最終処分量の低減に加え、廃棄物処理センターや民間事業者の施設整備が相まって、当面必要な残余容量が確保されているところである。・ 排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストの活用や優良認定業者の育成も全国と比較しても高い水準で進んでいる。

<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税の使途事業により、産業廃棄物の発生抑制および資源化を促進できた。 ・また、不適正処理事案の未然防止、早期発見・早期是正に取り組み、不法投棄等を許さない地域づくりを推進し、不法投棄防止意識の高揚を図ることができている。
<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分量の減少及び税収入を使用した各種事業展開等。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物排出量が減少傾向にある。
<ul style="list-style-type: none"> ・従来から比べると、産業廃棄物の最終処分量や県内で発生した産業廃棄物の排出量、不法投棄の件数が減少していることから、産業廃棄物の導入効果が現れていると考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的に判断して、平成 17 年度以降の最終処分量の減少は、税導入による効果が高いためと判断される。
<ul style="list-style-type: none"> ・導入前に比べ、産業廃棄物の県内排出量が減少するとともに、再生利用量が増加し、最終処分量が減少した。税活用事業により、公共関与処分場の整備促進、リサイクル施設等の整備促進や、廃棄物の適正処理の推進・不適正処理対策等が図られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分量は、税導入時点の 19 年度の 382 千 t と比べて、27 年度は 259 千 t と 32%減少しており、税導入の効果が表れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出量削減や排出事業者の取組促進等。
<ul style="list-style-type: none"> ・税導入前と比較して排出量及び最終処分量が減少し、リサイクル率が上昇した。
<ul style="list-style-type: none"> ・税を基金に振り替えることで、廃棄物対策事業が拡大できた。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物排出量（家畜排泄物を除く。以下同じ。）は年々増加しているが、それ以上に再生利用が順調に進み、最終処分量は県環境計画における中間目標値を下回っている状況にあり、産業廃棄物税の課税による一定の効果があつた。（最終処分量の減少） ・不法投棄件数は減少傾向にあり、産業廃棄物税を財源とする監視指導体制の充実、各種の啓発事業や環境教育事業等による一定の効果があつた。（不法投棄件数の減少） ・平成 25 年度に県内排出事業者 500 社を対象に産業廃棄物税に関する意識調査を行った結果、産業廃棄物税の導入に伴い排出抑制若しくは再生利用に取り組んでいる事業所が 84.2%に上ることから、税導入は排出事業者が排出抑制等に取り組む動機付けになっている。（排出事業者の意識の向上）
<ul style="list-style-type: none"> ・産廃排出量及び最終処分量は減少傾向に、リサイクル率は増加傾向となった。
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物税を導入する以前と比較し、排出量や最終処分量が減少傾向、再生利用量は増加傾向を示しており、産業廃棄物税が排出抑制やリサイクル促進などの政策効果を上げる一翼を担っているものと考えられる。